

大洗町第6次総合計画に基づく令和3年度事業評価 評価一覧

政策5
持続可能な行財政運営によるまちづくり

(R5.2月末時点)

施策No.	施策名	施策No.	重点	具体的な取組み	評価	担当課
5-1	行財政運営の適正化	5-1-1	○	効果的な行政運営の推進	B	総務課
		5-1-2		人材育成の推進	B	総務課
		5-1-3		広域連携の推進	B	まちづくり推進課
		5-1-4	○	財源の確保及び有効活用	B	まちづくり推進課、税務課
		5-1-5	○	将来を見通した計画的な財政運営	C	まちづくり推進課
		5-1-6		公共施設の総合的・計画的な管理運営	C	まちづくり推進課
		5-1-7		公債の適切な管理	C	まちづくり推進課

第6次大洗町総合計画 事業評価シート

施策番号	施策名	担当課
5-1	行財政運営の適正化	総務課、まちづくり推進課

	施策 No.	目標及び指標	基準値 (令和2年)	参考値 (令和3年度末)	目標値 (令和6年)
KGI	—	実質公債費率(健全化判断比率)	6.5%	6.4%	6.5%以内
KGI	—	将来負担比率(健全化判断比率)	96.6%	82.9%	96.6%以内
KPI	5-1-1	PDCA サイクルにより取り組み内容を見直し、行政内外からの評価を踏まえ、改善する仕組みを継続する	新規設定	—	毎年度実施
KPI	5-1-4	町税収納率(国民健康保険税除く)	93.1% (令和元年度)	94.1	96.9%
KPI	5-1-5	積立金残高比率	28.0% (令和元年度)	29.3%	55.0%以上

施策の内容ごとの取組と方向性及び評価(A～D)			評価
5—1—1	効果的な行政運営の推進	総務課	B
取組内容や 今後の方針	これまでの行政経営プランのノウハウを生かし、事務事業の評価などを推進する。 行政改革については、主たる目標を自治体DXの推進とすることにより、新型コロナウイルス感染症により行政自体の変革が求められていることから、従来型の行政改革から一歩進んだものにする方針とする。		
5—1—2	人材育成の推進	総務課	B
取組内容や 今後の方針	国や県に職員を派遣するとともに、各種研修に派遣し、職員の意識改革、能力向上に努めている。 また、次年度以降の女性職員の派遣について検討するとともに、引き続き、各種派遣を行い、職員のスキルアップを目指す。		
5—1—3	広域連携の推進	まちづくり推進課	B
取組内容や 今後の方針	連携中枢都市圏の形成開始に向け、県央 9 市町村(水戸市、ひたちなか市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、東海村)で協議・検討を行ってきた。 なお、令和 4 年 4 月より都市圏がスタートしており、今後、圏域の経済成長や人口流出の抑制などのため、各分野における取組を推進していく。		
5—1—4	財源の確保及び有効活用	まちづくり推進課、税務課	B
取組内容や 今後の方針	国や県の補助金を活用した事業展開を行ってきたが、今後はさらに町として活用できる補助金等の情報収集や有効活用を図るとともに、ネーミングライツ等の新たな財源確保の取組を進める。 ふるさと納税については、返礼品数を増やしたことにより、寄附額の増加に繋げることができた。令和 3 年度から開始した企業版ふるさと納税についても、企業への呼びかけにより寄附を集めることができた。今後はさらにそれぞれの取組を強化し、寄附額の増加を図る。 町税収納率についても、関係機関との連携やモバイル決済の開始により微増傾向にある。今後もさらに連携を強化し収納率向上を図る。		

(次のページへつづく)

施策の内容ごとの取組と方向性及び評価(A～D)			評価
5—1—5	将来を見通した計画的な財政運営	まちづくり推進課	C
取組内容や今後の方針	実質公債費率や将来負担比率において目標値に収まっているが、新型コロナウイルス感染症の影響等による国からの財政援助が多かったことから、一過性に過ぎないと考察する。将来負担比率においては県平均より大幅に上回っていることから、交付税措置がある有利な起債の借入等に努め、今後の財政状況を注視しながら健全化に努める。		
5—1—6	公共施設の総合的・計画的な管理運営	まちづくり推進課	C
取組内容や今後の方針	施設の老朽化に伴い一部の施設については公共施設等総合管理計画のもと施設改修や統廃合を実施し財政負担の軽減を図ってはいるが、依然として厳しい財政状況の中、対象施設すべて改修等が出来てはいないのが現状である。 今後は、財政状況を考慮し、優先順位や長期的な視点で施設改修等を実施し、長寿命化等を図っていく。		
5—1—7	公債の適切な管理	まちづくり推進課	C
取組内容や今後の方針	償還について借り換えや繰り上げ償還は出来ていないため、金利による負担を抑えられていないのが現状である。財政負担の軽減を図るため、財政状況を注視し、事業に対する起債借入の必要性を精査したうえで、交付税措置などを勘案した有利な地方債の活用に努める。		

審議内容(委員意見や質疑内容など)	
5-1-2	委員：国や県、民間企業との人事交流とあるが、実際にどういったところと人事交流を行っているといった情報を公表しているのか？また、交流先の決定基準はあるのか。 担当：令和 3 年度は 1 名の方が民間企業より出向いただいているが、出向元の企業については公表していない。また、交流先については公募し、応募のあった企業から決定する。町からは県や国に出向しており、国への出向は令和 3 年度が初めてである。国への派遣職員は出向先で企業版ふるさと納税等を担当しており、学びながら情報収集をしてくれている。 委員：国や県から人が来ることもあるのか。 担当：県からは毎年、町に職員を派遣いただいております。令和 3 年度は 2 名の方を派遣いただいた。 委員：いい取組みのため、今後も続けてほしい。
5-1-3	委員：計画策定時に、人口の減少率に関してグラフで示されていたが、減少幅は想定通りか。 担当：令和4年 11月末時点の数値になるが、町の人口は 15,974 人となっており、総合計画における人口ビジョンでは、2020 年の数値目標が 15,725 人としているため、想定している減少幅よりは緩やかに推移している。 委員：連携中枢都市圏では人口減少に関して意見交換等はあるのか。また、どのような事業を行っているのか。 担当：各事業において随時意見交換などは行っている。事業については水戸市を中心として実施しており、規模的に市町村が単独で実施することが難しい事業を、複数市町村で一緒に実施するといった取り組みである。人口に関連した取組としては婚活支援事業や移住定住促進事業などがあり、県央 9 市町村で連携して、人口減少への対応を実施している。
5-1-4	委員：ネーミングライツによる財源確保についても、評価に含めても良いのでは。 担当：新たな財源として取組みを進めているため、評価内容へ追記記載したい。

審議内容(委員意見や質疑内容など)

5-1-6

委員:計画策定時の分科会においても、必要な施設と必要でない施設を判断し、今後の管理について考えていくといった話があったが、どうなったか。

担当:特に課題になっているのは、集会所等の維持管理である。昔に比べ人口が減っているにも関わらず、数はそのままになっており、この数を維持していくのかどうか、今後検討する必要がある。また学校についても、子供の数は減っている中でも、各学校の維持管理には多額の費用がかかっているが、これまでも校舎の新設等かなりの投資をしているため、今後の在り方については検討していく必要がある。

委員:キャンプ場の指定管理については、施設管理として望ましい方向に進んでいると思うが、どうか。

担当:キャンプ場については、運営が指定管理となり、町の負担は減る見込みである。他にも、廃校の活用が課題になっている。旧祝町小学校のように活用が進めば良いが、旧大貫小は津波被害を受けていることや、旧夏海小は地理的な立地条件などから、なかなか活用する事業者が現れない状況である。

委員:ゆっくら健康館は町の管理か。

担当:ゆっくら健康館は、現在は指定管理となっており、委託料は支払うが独立採算に近い運営方法となっている。

委員:修繕費は町負担か。

担当:修繕費に関しては、30万以上の修繕費は町負担となり、それ以下の金額の修繕に関しては指定管理事業者が対応している。

委員:指定管理による運営ということは、利用料収益の増減についても町には関係がなくなるということか。

担当:収益は基本的に指定管理者の売り上げになるが、一定以上の利益が出た場合には、還元金として町に納付することとなっている。キャンプ場については固定納付金として毎年決まった額を納めていただいているほか、利益が出た場合の還元金を納付いただくことになっているが、ゆっくら健康館については、今すぐに還元金を納付いただくことは難しい。指定管理による委託契約の期間は5年となっているため、期間中、利用者の増減による町負担は発生しない見込みである。

委員:今後町として、ゆっくら健康館の利用促進は行わないということか。

担当:基本的には、委託事業者の自助努力で利用者を伸ばしてもらうこととなる。

委員:集会所については維持していくのかという検討課題の他に、存在しているという現状に対し「どう活用するか」も課題ではないか。近所の集会所を使用したいと思っても、どこに申し込むのか、どこに相談すれば良いのかわからない人も多いのではないかな。使用方法を周知して活用に繋げることも必要ではないか。

担当:集会所については、町条例に基づき、各集会所の管理運営委員会が指定管理者となり管理・運営をいただいている。集会所を利用する際は各集会所の運営委員会へ連絡していただく必要があるが、連絡先について不明な場合は総務課にて対応している。今後、集会所がより利用しやすいよう、手続き方法の周知等を図っていく。

委員:ゆっくら健康館の利用促進は行わないということだが、「大洗町健康福祉センター」であるため、町民が平等に利用しやすいするための改善は、町としても必要ではないか。

担当:ゆっくら健康館の運営に関しては指定管理者へ委託しており、民間力を十分に生かし受託者の自助努力で利用促進に努めていただくことを基本としている。しかしながら、町としても必要に応じて助言を行うなどしながら、受託者と連携し、利用促進に努めていく。